

大和市会計管理者の事務の代理に関する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第4号

大和市会計管理者の事務の代理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第3項の規定による会計管理者の事務の代理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務を代理させることができる場合)

第2条 会計管理者の事務を代理させることができる場合は、会計管理者が出張、休暇、休職等により長期間その事務を行うことができない場合において、会計事務の執行に支障をきたすおそれがあると認められる場合とする。

(事務を代理する職員及びその順位)

第3条 前条に規定する場合に会計管理者の事務を代理する職員は会計課長とし、会計課長に事故がある場合若しくは欠けた場合又は会計管理者が会計課長を兼任している場合の職員は同課の上席の出納員とする。

2 前項に規定する上席の出納員は、次に掲げる順位によりその職務を執行するものとする。

- (1) 職務の級の高い者
- (2) 職務の級が同じであるときは、給料の額の多い者
- (3) 職務の級及び給料の額がともに同じであるときは、在職年数の長い者
- (4) 職務の級、給料の額及び在職年数がともに同じであるときは、年長の者
- (5) 職務の級、給料の額、在職年数及び年齢がともに同じであるときは、くじで定めた者

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。